

報道資料

令和3年 5月10日
政策推進課広域調整係
中野、川合
内 線 2121、2109
ダイヤルイン 0742-27-8306
FAX 0742-22-8012

全国知事会第22回新型コロナウイルス緊急対策本部会議に係る 知事発言要旨について

5月10日（月）に標記会議が開催されました。会議の概要、荒井奈良県知事の発言要旨は、下記のとおりです。

○会議の概要

新型コロナウイルス感染症対策に関して、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出されている「緊急事態宣言」等が5月31日まで延長されるなど、全国的に感染が拡大していることから、各都道府県の取組状況等を共有するとともに、国に対する緊急提言及び感染を抑えるための宣言について意見交換等を行った。

○荒井知事の発言要旨

別紙のとおり

(添付資料)

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・緊急提言（案）
- ・宣言（案）

全国知事会 第22回新型コロナウイルス 緊急対策本部会議（5月10日）知事発言

（感染状況）

- ・奈良県の感染状況の特徴は、

一つに、昨年の感染者発生以来、大阪府の感染者数の推移に同調。大阪府の感染者数が上がれば上がる、下がれば下がる状況で、10分の1の波形でぴったり推移していること。

二つには、地域内の感染状況は、大阪市へ結びついている鉄道路線沿線に感染者が多く、それ以外の地域の感染者は少ない。大阪市への鉄道路線沿いに感染者が発生している状況が明白。線路がコロナウイルスを運んでいるような状況に見える。

三つには、県内での感染の最大が家庭内感染になってきていること。家庭内感染対策が急務。

（感染対策）

- ・国が大都市中心の感染対策を進められるのは適切なことと考える。その上で圏域全体の対策に比べて、感染経路中心の対策や家庭内感染対策が充分かどうか検討が必要と考える。

- ・大阪府などの緊急事態宣言の延長に伴い、奈良県は独自の「緊急対処措置」を、期限を合わせて5月31日まで延長したいと考えており、本日午後から県の対策本部会議を開催して、この対応を決定したいと考えている。奈良県の緊急対処措置は国の緊急事態宣言の措置内容を詳細に検討し、奈良県の実情に合うものを選択的に、市町村と協同して実行。例えば、時短協力金を市町村と県が折半して負担している。

- ・奈良県のような、地域の実情に合わせて市町村とともに独自の取組を行うことも、国において認めていただくとともに、そのような状況についても国の財政支援が十分に伴うものとなるよう、ご配慮をお願いしたい。

（効果検証）

- ・今後の感染防止の対策を考えるうえで、これまでの対策の効果検証を行うことは、非常に重要と考える。

- ・「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」は経済に与える影響も大きいことから、取られた様々な措置のうち、感染拡大の防止に真に効果があったものを検証し、その検証結果を今後の対策実行につなげていくべき。その結果を受けて、国の緊急事態宣言などの仕組みや取りうる措置について、実効性のあるものに見直していくことも必要と考える。

- ・併せて、ワクチン接種が行き渡らなくとも感染を抑え込んでいる香港や台湾など海外の事例について、専門家の方々に、疫学的見地からしっかりと分析をしていただき、我が国でどうして同様のことができないのかしっかりと検証して国民に示すとともに、同様の措置が日本で採用できる場合には採用していただきたい。

(医療体制)

- ・医療体制については、感染症法第16条の2に基づき新型コロナ対応病床の確保を要請した。協力要請前と比較して、新たに入院病床の16%増である60床の増床の目途が立ち、5月9日時点で既に22床が増床済みで、計398床で運用している。6月20日までに計436床の病床運用体制になる。
- ・また、宿泊療養施設については、本日（5月10日）から、新たに1施設148室を運用開始し、既に運用中の4施設（計406室）とあわせ、計554室の運用体制となった。
- ・しかし、重症患者は増加しており、5月9日には重症者は29名で、重症対応病床の占有率は91%となり、逼迫した状況が続いている。重症患者がさらに増加した場合には、新型コロナの中等症患者の治療に対応している入院病床においても、重症患者の治療に対応できるよう検討を進めている。
- ・こうしたなか、新型コロナ対応を含め県内の医療体制がなんとか確保されているのは、県立病院をはじめとした病院の医療関係者の尽力によるものであり、感謝を申し上げている。
引き続き、知事の重要な責務として、通常医療の確保とコロナ対応医療の両立を図る目標を堅持し、県内医療提供体制の確保に努めたい。

(ワクチン接種)

- ・高齢者のワクチン接種については、指導医の指導のもとで研修医を市町村の集団接種会場に派遣し、接種医を確保できない市町村を県が支援する体制を至急整える。県が積極的に市町村を支援して、高齢者接種が7月末までに完了するようにしたい。

新型コロナウイルス緊急対策本部（第22回）

日時：令和3年5月10日（月）8:40～
場所：都道府県会館3階 知事会議室（WEB会議）

1 開会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長）飯泉徳島県知事）

3 議題

（1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言

（2）新型コロナ「変異株」に最大の警戒を！！

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

（3）新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チームの報告

（新型コロナウイルス感染症ワクチン接種特別対策チーム 副チームリーダー 鈴木三重県知事）

4 その他

【配付資料】

- ・出席者名簿
- ・資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言
- ・資料2 新型コロナ「変異株」に最大の警戒を！！
- ・資料3 第4回新型コロナウイルスワクチン接種に関する都道府県調査結果（暫定版）

第22回新型コロナウイルス緊急対策本部出席者名簿（敬称略）

職名	氏名
北海道知事	鈴木直道
青森県知事	三村申吾
秋田県知事	佐竹敬久
岩手県知事	達増拓也
山形県知事	吉村美栄子
宮城県知事	村井嘉浩
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世
東京都知事	小池百合子
群馬県知事	山本一太
栃木県知事	福田富一
茨城県知事	大井川和彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一
富山县知事	新田八朗
石川県知事	谷本正憲
岐阜県知事	古田肇
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
福井県知事	杉本達治
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
奈良県知事	荒井正吾
和歌山县知事	仁坂吉伸
兵庫県知事	井戸敏三
鳥取県知事	平井伸治
岡山县知事	伊原木隆太
島根県知事	丸山達也
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
徳島県知事	飯泉嘉門
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
福岡県知事	服部誠太郎
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	中村法道
大分県知事	広瀬勝貞
熊本県知事	蒲島郁夫
宮崎県知事	河野俊嗣
鹿児島県知事	塩田康一
沖縄県知事	玉城デニ一

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の 区域変更・期間延長等を受けた緊急提言

5月8日の政府対策本部において、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に発出されている緊急事態宣言の5月31日までの延長並びに愛知県及び福岡県の追加、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県に発出されているまん延防止等重点措置の5月31日までの延長並びに北海道、岐阜県及び三重県の追加が決定された。

宣言対象地域では、依然として医療体制の非常に厳しい状況が続いている、変異株の猛威により感染が拡大している地域も全国的に増加していることから、ゴールデンウィーク後も引き続き強い対策が必要である。

我々全国知事会としても、47人の知事が一致団結し、検査及び積極的疫学調査の徹底、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進や住民への感染防止の呼び掛けに全力を挙げることとしているが、政府におかれても、現在猛威を振るっている「変異株」に打ち勝つための強力な対策を実行されるよう強く求められる。

については、政府としても下記の項目について対処されるよう提言する。

1. 緊急事態宣言の延長等を踏まえた感染拡大防止対策について

- 依然として多数の新規感染者数及び高い重症病床使用率が続き医療崩壊の危機が続いている深刻な実態を踏まえ、国民に危機感を伝え行動変容を促す強いメッセージを発出するとともに、科学的根拠や知見、対策の対象を明確に示した上で、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を実施すること。
- 特に従来株から置き換わりつつある変異株については、国民にこれまで以上の警戒を促すわかりやすいメッセージを早急に発出すること。また、自治体が変異株への注意喚起を行うにあたり必要な情報として、変異株の分析結果や具体的な感染事例について詳細に自治体へ情報提供すること。
- これ以上の感染拡大や、変異株の全国的な広がりを防止するため、多くの都道府県で引き続き緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている状況を踏まえ、都道府県境をまたぐ移動は必要性を慎重に検討すること、特に感染拡大地域との往来は極力行わないよう、各地域の対策についてもあらゆる媒体で広報することも含め、国においてさらに強力に呼びかけるとともに

に、旅行のキャンセル料を全額負担するなど国として実効性ある措置を講じること。

- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用に当たっては、早期に感染を抑え込むためにも、現場の実情を把握している知事の要請により感染状況に即応して迅速かつ柔軟に発動可能なものとし、実効性を格段に引き上げる運用とともに、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるよう、基本的対処方針を変更すること。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の期間が延長された場合においても、再度の要請や命令等を行うことなく、延長前の要請・命令の効果が継続できるよう、法の運用の改善を図ること。
- 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置等による休業要請の実施や営業時間短縮要請の対象時間・対象区域の拡大及び要請期間の延長等により、飲食店等に対する協力金やガイドライン遵守のための見回り活動に要する経費が多額になると見込まれることを踏まえ、引き続き地方創生臨時交付金のさらなる増額や即時対応特定経費交付金の期限の撤廃等により、国として全面的な財政措置を行うとともに、協力金単価について現行の運用拡大措置を継続するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、規模別の協力金が導入されたことを受けて事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充を行うこと。
- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用に至るまでの段階であっても、地域の感染状況等を踏まえて人出の抑制対策を行う場合に、知事が特措法第24条第9項に基づき人ととの接触を低減させるための対策を要請できるよう、協力要請枠による支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。
- 認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、時短要請の対象から除外することも含め、認証店を対象とした地域の実情に応じた需要喚起策を講じるほか、マスク飲食の効果等について国として科学的に示すこと。
- 人の流れを抑制するため、テレワークの推進についてさらに強力に進めるとともに、国としても各種の行政手続きの申請期限の延長等の措置を講ずること。また、建設作業員等の広域の移動を抑えるため、各種公共事業の工期を必要に応じて延長するとともに、会計検査等の広域の出張や緊急性の乏しい調査等については、感染が収まるまで延期すること。

2. 検査・医療体制の充実・強化について

- 変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるようにするとともに、大学なども含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査が実施できるよう、国として財政措置も含めて支援すること。
- 診療・検査医療機関や感染患者の入院受入医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を緊急包括支援交付金の対象とすること。
- 病床確保計画の見直しにあたっては、医療提供体制確保についてさらなる見直しを求めていることから、引き続き十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。併せて、都道府県間での患者受入れを支援する仕組みづくりを国として構築すること。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMA-T等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- さらなる病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても医療関係団体に対して働きかけを強力に行うとともに、宿泊療養・自宅療養及び新型コロナウイルス診療に対応できない高齢・障がい者施設等において、診察するオンライン診療医師、健康観察する看護師を国が雇い上げ、対応する仕組みを検討すること。
- 深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえたものとし、可及的速やかに実現すること。また、院内感染時のさらなる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、これまでに確保した全ての病床に対して継続して空床補償ができるよう、引き続き、同交付金において地方が必要とする額を確保すること。さらに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失

の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。

- 今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。
- 診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付やN95マスクや非滅菌手袋、個人防護具（PPE）など医療物資の支給等の支援を継続すること。また、非滅菌手袋の種類やサイズ等について、都道府県の要望を踏まえて配布すること。
- 医療機関や高齢者、障害者の入所施設における従事者への集中的検査や、新型コロナウイルス感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するための新規の入院・入所者に対するPCR検査、さらには感染が確認された場合の支援チームの派遣について、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 介護施設をはじめとした社会福祉施設対策について、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）を予備費の充当等により確保し、施設からの申請受付を再開するなど、まん延防止対策の支援を拡充すること。サービス継続支援事業について、施設職員の感染等によって業務継続が困難な場合が生じており、当交付金の柔軟な活用等による対策を国の責任において措置すること。
- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）について、迅速化や飲食店への重点化などを効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じること。また、都道府県が独自に実施する民間検査機関を活用したモニタリングPCR検査については、感染拡大の未然防止を図る観点から有効と考えられるため、行政検査として位置づけ、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 改正感染症法第16条の2の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかか

わらず被検者への受診勧奨が行われず、保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。

- 全国各地での変異株の増加を踏まえ、具体的な変異株対策を速やかに示すとともに、N501Y、E484Kなどの変異も含め新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y以外の変異株も対象としたスクリーニング検査が地域で実施できる体制を早急に構築すること。その際、各地方衛生検査所等において国の要請に応じて変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、試薬の配分、検体の保管ルールの設定等、検査拡充に向けた具体的な道筋を示すこと。また、民間検査機関における実施を働きかけること。
- 全ゲノム解析を自治体において導入する場合には、専門知識・技術を有する職員の長期間の派遣、技術研修、施設・設備整備の補助、試薬・器材の安定供給体制の確保など、地域における遺伝子解析を支援し、これらの経費は国において全額財政措置をすること。
- 早急にスクリーニング検査の全国比較ができるよう公表基準を統一して、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係、重症化や子ども・若者への感染等についての分析、さらには新たな変異株のサーベイランスなど、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に都道府県に説明を行うとともに、誤った情報の流布等により不安が増長されないよう国民に分かりやすく説明すること。
- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、特に、インドなど新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの入国については、より強い制限措置等を検討するとともに、その他の国・地域を対象とする水際対策については、当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。また、現在、全ての入国者・帰国者については、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を行うこととなっており、都道府県の負担が軽減したところであるが、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握など引き続き水際対策の強化に取り組むこと。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、これらの情報を都道府県へ情報共有すること。
- 積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことが

できる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る入院治療費の自己負担の廃止も含めた入院治療費自己負担額の算定事務の効率化、特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続延期、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図ること。

3. 全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えて、大型連休期間中に首都圏や関西圏での緊急事態宣言が発令されたことにより、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うとともに、民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、セーフティネット保証4号・危機関連保証の指定期間及びセーフティネット保証5号の全業種指定の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じること。また、一時支援金や月次支援金等の支援措置についても緊急事態宣言対象区域等の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図ること。さらに、こうした厳しい経済情勢を踏まえて、情勢に即した補正予算の検討も含め、強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施すること。
- 雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言の長期化の影響が拡大していることを踏まえ、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。なお、今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、地方公共団体が必要とする額について、引き続き交付金の確保を行い、地方自治体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。

- 4月15日に申請受付が開始された中小企業事業再構築支援事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応するとともに、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金による国内の工場等の整備に対する支援を継続すること。
- 事業者への資金繰り支援について、返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うとともに、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 地域観光事業支援について、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えるとともに、販売期間の延長や感染拡大時のキャンセル料への補填等含めて、補助対象経費の拡充を検討するなど、柔軟かつ弾力的な運用とするほか、先日創設された「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」について、幅広い宿泊事業者が利用できるよう、地域の実情に合わせた柔軟な制度設計とすること。また、Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、実施期限の延長や、観光地での消費につながる地域共通クーポンにおける、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の速やかな創設も含めて検討すること。併せて、国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前PCR検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制を構築すること。
- Go To イート事業について、感染の再拡大により多くの自治体においてプレミアム付食事券の追加販売の一時停止、見合せを行っていることを踏まえ、既に発行されている食事券及び今後追加発行される食事券の販売期間及び利用期間を延長すること。また、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。
- 雇用情勢の深刻化を踏まえ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。

- 事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。
- 令和2年度限りとされている減収補てん債の対象税目拡大について、少なくとも新型コロナウィルス感染症による景気の影響が続いている間は、引き続き継続すること。

4. ワクチン接種体制の円滑な実施について

(1) ワクチン接種体制の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、発症予防や重症化防止の観点からも、着実に進めていく必要があることから、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、子どもへの接種、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加えるとともに、感染が急拡大している現状も踏まえ、感染拡大防止に資するよう前倒しで接種を図るべく万全を尽くすこと。また、接種現場で廃棄処分につなげることなく全量を有効活用できるよう、臨機応変に接種対象者とする弾力的な運用方針を明示すること。
- 複数のワクチンが混在して流通した場合の配分や接種主体が各接種会場で使用するワクチンを選択する際の考え方を明確に示すこと。また、広く国民に正確な情報提供を行うとともに、適切な管理の仕方にも相違があるため、医療従事者にも迅速に情報提供を行うこと。

- 感染急拡大を踏まえ、ファイザー社製ワクチンの輸入量確保や、安全性の検証を踏まえた上でのアストラゼネカ社製・モデルナ社製ワクチンの早急な承認手続きにより、ワクチンの必要量を確保するとともに、ワクチンの種類や量、供給時期等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、高齢者等への優先接種以降の一般接種分も含めた、より具体的な供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。
- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、各都道府県のワクチンの過不足度合いを把握し、配分の再調整を行うとともに、対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給するなど、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速にワクチン接種を実施することができるよう、接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うとともに、アナフィラキシーについての分析検証を国として責任を持って行い、副反応の事例・分析結果など副反応に関する情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。併せて、これまでに得られた知見を踏まえ、ワクチン接種後の経過観察時に被接種者が視聴できる解説動画を制作・普及させるなど副反応に対する正確な理解を促進するとともに、「ワクチン休暇」の導入支援をはじめ国民が安心して接種できる環境整備を進めること。
- 副反応により健康被害が出た場合の審査について、市町村が個別に予防接種健康被害調査委員会を設置して行う負担を軽減するよう、広域で実施することも含め弾力化を図ること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の仕様により各都道府県の運用が制限されるとのないようにし、市町村や都道府県の境を越えて滞りなく接種可能な運用や、夜間接種支援も含めてワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」や「ワクチン接種記録システム（VRS）」に係る簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。

- 高齢者への優先接種について、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げる中で得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実に行い、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。また、高齢者接種用のワクチンについて、4月30日付けの通知により、6月末までのワクチン供給スケジュールが市町村別で示されたものの、7月末までの高齢者接種の完了に向けて、各自治体が必要な接種体制を構築できるよう、各クールにおける配送日時の通知時期を前倒しとともに、地域間で接種状況に過度なばらつきを生じさせることなく、各市町村が立案したスケジュールに基づいて全国で速やかに希望者が接種を完了できるよう適切にワクチンの配分を行うこと。
- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とならない疾患等で医療機関に長期入院している患者や警察官、エッセンシャルワーカー等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。
- 接種券の再発行を行う場合、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、「過去の接種状況等」の確認を求めているが、「ワクチン接種記録システム（VRS）」を活用した具体的な確認方法や作業手順などが示されていないことから、これを明示すること。
- キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象となることなど、国としての対応指針を示すこと。
- 保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材のほか、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジ、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、必要量を現場で確保できるよう、国としても引き続き対策を講ずること。
- 高齢者接種の7月末までの完了に向けて都道府県が行う「大規模接種」について、ワクチンの接種や問診などを担う人材確保という観点から、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の付属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの医療資源を最大限活用できるよう、縦割りを打破し、関係省庁から強力に働きかけを行うこと。また、使用

が予定されているモデルナ社製ワクチンの迅速な配送及び都道府県に対する財政支援を、国の責任において確実に実施すること。

- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけに加え、自衛隊の医官や看護官の派遣を行うなど国として必要な支援を行うこと。
- 日本医師会や日本看護協会との連携等や医学部・看護学部の学生などによるサポートも含めワクチン接種を行う者の確保に向けた支援を行い、全国で早期にワクチン接種が進むよう緊急に対策を講じること。また、国において、薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市町村に明確に示すとともに、医療従事者の確保やシステム入力に係る医療機関の負担軽減など接種が進む中で生じた課題に対しても的確に対応できるよう、追加交付も含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないよう、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬の研究・実用化を支援するほか、治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請を重ねて行うこと。

また、システムにトラブルが発生した際には、適正なワクチン配分・配送等に影響が出ることのないよう、速やかに改善すること。

加えて、入力端末を操作する者を対象に、コールセンターによるきめ細かなサポートなどにより、引き続き円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、都道府県への予備機の配布を早急に行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、それまでの間は現場の負担軽減の観点から、現在、V-SYSとVRSのそれぞれで行っている接種回数の管理をVRSに一元化すること。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できる場合が限定されており、特に、連携型・サテライト型から基本型への変更は、連携型・サテライト型としてのワクチンを使い切らなければ、基本型として配分を受けることができないため、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が輻輳する時期等において、的確なタイミングでの変更が行えず、ワクチンの移送に支障を生じる恐れがある。については、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう、現場の実情に即して、ワクチンの迅速かつ円滑な供給を可能とする改善を、抜本的かつ強力に実行すること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、U S Bメモリ等を介してC S V形式で登録・更新をする仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われる事となる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるように、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

なお、データの更新作業において、特定通信によるV R Sへの接続も可能とされているが、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示される例示と異なる利用方法であることから、国において取扱いの整合を図るとともに、具体的な接続方法や情報管理等について丁寧に説明すること。

今後、データ登録等の作業が継続的に行われ、さらに、医療従事者の接種情報の事後登録も求められていることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるS N S人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。
- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、

コールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実に行うこと。

- 今回のコロナ禍によって深刻化している、孤独・孤立対策を強力に進めるため、国においては孤独・孤立対策に関する連絡調整会議や3つのタスク Forceでの議論を早急に進めて、同対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。加えて、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識のもと、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、ひとり親家庭における養育費の確保策等の充実を図るとともに、セーフティネット強化交付金、地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。
- 子どもの貧困や児童虐待、DVの潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的な支援や女性が社会とつながるための支援が確実に届く「プッシュ型」の支援を早急に検討すること。また、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行のキャンセル料等への国の支援及び有意義な教育活動である修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、子ども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和及び生活福祉資金貸付等の特例措置を継続すること。さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要となる各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。

- すべての児童生徒の平等な学習機会の確保のため、オンライン学習への切替についての統一的な基準づくりを進め、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充すること。また、学校現場においては、感染拡大防止のための作業負担が重い状態が続いていることから、昨年度と同水準のスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置できるよう、財政支援を行うこと。

令和3年5月10日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部員	43都道府県知事	

新型コロナ「変異株」に最大の警戒を！！

都道府県境をまたぐ移動は一層慎重に！

- ・ 感染拡大を防ぐためにも、「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」都道府県との移動は極力お控えを
- ・ その他の都道府県境をまたぐ移動も、感染状況を踏まえ、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断を

予防レベルを最大に！

- ・ 「三密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的回避を
- ・ 会食は、「ガイドライン認定店」など感染対策が十分講じられたお店で、「少人数・短時間」、「マスク飲食」、「大騒ぎしない」など感染防止対策の一層の徹底を
- ・ 時差出勤やテレワークができるだけ活用を

都道府県からの要請にご協力を！

- ・ 外出自粛や飲食店等の休業・営業時間短縮の要請にご協力を

令和3年5月10日

全 国 知 事 会